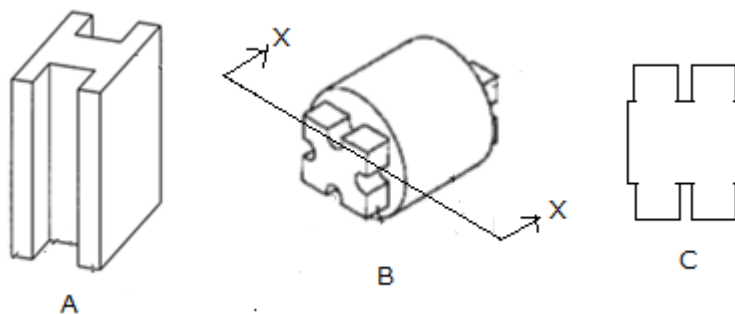


特許権等の知的財産権は無体財産権と呼ばれていますが、有体物でないことから、一般にその権利範囲を特定することは容易ではありません。例えば、土地の所有権であれば地積測量図や土地の四隅等に打ち込まれた杭(境界標)でその範囲を特定することができますが、そのようなことができない特許権ではどうやってその範囲を特定するのでしょうか。

特許証を見ると、要約、図面、明細書、クレームと分けて記載されていますが、その中で権利範囲を直接特定するのはクレームです。クレームは権利を求める発明の内容を文章で綴ったもので、発明の外郭が文章で記述されます。文章で境界を説明するのは容易ではなく、クレームに書かれた文言をどのように解釈するかは、特許侵害訴訟でも常に問題となるところです。クレームは権利範囲を規定するものなので、いろいろな解釈があったり、人によって解釈が異なっていることは困ることになります。

一般には「百人いれば、百人の読み方がある」のは当然で、例えば「新潮45」が掲載した杉田氏の「『LGBT』支援の度が過ぎる」の論文が一方的に「LGBTへの差別だ」と解釈され批判を浴び休刊に追い込まれたことを、ジャーナリズムの危機と、門田隆将氏は「正論」12月号で憂えていましたが、特許のクレームの解釈に関しては、「百人いても同じ読み方」が理想となります。

そのため特許庁では二つの解釈基準を使い分けています。即ち、権利化前の審査段階では「最も広い合理的な解釈」(BRI)が採用されます。実際は審査官は非合理的な程度までクレームを広く解釈し、クレームからできるだけ不明瞭な表現を排除し、範囲を明確化するようにしています。例えば、以下のAは「H型鋼に相当する成形体」(断面がH)ですが、審査過程ではBRIに基づきBもそれに該当すると判断されます。これはBの成形体のX-X線断面を考えるとCのようになるためです。即ち、審査過程では意図された範囲の明確化を促すため、広い解釈からスタートし、権利化されたときにその範囲が明瞭になるようにしています。出願人は、このように思いがけない解釈が可能なることを知り、クレームの文言を例えば「長手方向に垂直な方向の任意の断面がH字となるH型鋼に相当する成形体」等に補正しBが含まれないようにする等の対応をすることになります。



一方、一旦権利化されると、権利の有効性が推定されるため、当事者系レビュー等では侵害訴訟のときと同様にフィリップス基準(Philips standard)が採用されます。この基準は、明細書や審査過程等の内部証拠(必要により専門家の証言等の外部証拠)を参照して一般的な意味を

解釈するもので、上記の場合であれば、明細書の記載等から **B** は「**H** 型鋼に相当する成形体」とは解釈されないと考えられます。

上記は一般的な話であれば、批判するのか、賛同するのかで解釈基準を使いわけると類似しているとも言えそうです。

（上記は一般論又は個人的見解で、個々のケースでの法律アドバイスを目的としたものではありません。）